

浄化槽管理士研修会のご案内（2021年度）

2021.9.2 修正

趣旨

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第2項の規定により、「浄化槽保守点検業者は、その登録の有効期間ごとに、浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修であって知事が指定するものを受けさせなければならない」とされ、当協会が実施する研修が、知事の指定を受けています

なお、この研修は、札幌市、函館市、小樽市、旭川市の保守点検業登録条例においても、道と同様に取扱われます。

研修内容

- ・ **浄化槽行政の動向（日本環境整備教育センター）**
浄化槽を取り巻く環境の変化、法改正の内容、助成制度
- ・ **浄化槽の保守点検（日本環境整備教育センター）**
新しい浄化槽の構造・維持管理、既存の型式の仕様変更、休止時の留意事項、転換浄化槽の初回の保守点検の留意事項、改善事例（トラブルシューティング）、保守点検及び清掃記録票の活用
- ・ **地域における浄化槽情報**
浄化槽に関する施策展開と普及状況、法定検査の結果

対象者

浄化槽保守点検業の登録業者に所属し、浄化槽の保守点検業務に従事する浄化槽管理士（注意）改正条例施行に係る既存登録業者に対する「経過措置」がありますので、今回の研修受講が登録の有効期間内の受講として認められるかは、次頁の留意事項を参照願います。

修了証書の交付

研修会終了後、会場で交付します。

受講料

10,000円（テキスト代含む）

日時及び会場

会場	講習日時	受付期間	定員
札幌会場「かでの2・7」 8階「820研修室」 (札幌市中央区北2条西7丁目)	2021年12月10日(金) 9:15開場 9:50~16:00	2021年9月1日(水)~ 定員になり次第締め切り	70人
函館会場「サン・リフレ函館」 2階「視聴覚室」 (函館市大森町2番14号)	2021年12月17日(金) 9:30開場 9:50~16:00	2021年9月1日(水)~ 定員になり次第締め切り	30人

受講申込み手続き

(1) 申込み

パソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで「全浄連」の研修会申込みサイトから申し込んでください。（[検索](#)「全浄連」→管理士研修会ページ）

(2) 受講料の振込み

(1)の申込み手順にしたがって、振込みを行ってください。

(3) 当日持参するもの

受講票（メールで受信）、身分証明書、筆記用具等（詳細は申込み時に確認できます）。

(4) その他

コロナウィルス感染対策のため、定員があります。また、当日は、マスク着用等、感染対策を十分に行なって受講してください。



お問合せ先

公益社団法人北海道浄化槽協会 総務課 [電話](tel:011-823-4755) 011-823-4755 [メール](mailto:mail@hjk.or.jp) mail@hjk.or.jp
(札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号)

※この浄化槽管理士研修会は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が提供する研修システムを活用して、公益財団法人日本環境整備教育センターの講義等で構成する研修会を、当協会が開催するものです。

《参考》

浄化槽管理士研修会（来年度（2022年度）以降3年間の開催予定）

	開催会場（予定）	時期	場所
2022年度	札幌会場（100名×2回） 旭川会場（50名×1回） 北見会場（50名×1回） 釧路会場（30名×1回） 稚内会場（20名×1回）	10月頃	札幌、稚内、北見
		2月頃	札幌、旭川、釧路 （変更の可能性有り）
2023年度	札幌会場（100名×2回） 旭川会場（50名×1回） 帯広会場（50名×1回） 函館会場（50名×1回） 苫小牧会場（30名×1回）	未定	未定
2024年度	札幌会場（100名×2回） 旭川会場（30名×1回） 帯広会場（40名×1回） 北見会場（20名×1回） 函館会場（20名×1回）	未定	未定

※受講の進捗状況により、変更する場合があります。

※保守点検業者の登録有効期限を確認し、「自己チェックシート」から、受講時期と受講会場をご検討願います。

2021年度の注意！！

《留意事項》

2021年度の研修会『修了証書』が有効となる浄化槽管理士

○改正条例施行に係る既存登録業者に対する経過措置により、2021年度の研修会受講が、登録有効期間内の受講として認められるのは、

「2021年4月1日から研修会の日（2021年12/10又は12/17）までの間に保守点検業の更新（又は新規）登録を受けた事業者」に所属する浄化槽管理士です。

⇒翌年度以降は大変混雑が予想されるので、該当する保守点検業者の浄化槽管理士は、今回受講されることをお勧めします。

⇒北海道の他、札幌市、小樽市、函館市、旭川市で浄化槽保守点検業登録を受けている保守点検業者では、その4市での業登録更新の時期にもご注意ください。

上記以外の保守点検業者の浄化槽管理士

○条例の経過措置により、「今年度の研修」は受講不要です。

※保守点検業者によって研修の有効期間は異なります。別紙「自己チェックシート」を活用するなど、それぞれでご確認ください。

なお、自己チェックシートは、当協会ウェブサイト「様式集」にエクセルファイルを掲載していますので、ご利用ください。